監査にあたって理解しておくべき関税法等

指定保税地域の貨物管理者

- 関税法第2条→(輸入、輸出、外国貨物、内国貨物の定義)
- ・関税法第 29 条→ (保税地域の種類)
- 関税法第30条→(他所蔵置、蔵置してはならない貨物の種類)
- 関税法第32条→(見本の一時持出)
- ・関税法第34条→(外国貨物の廃棄)
- 関税法第34条の2→(記帳義務)
- ・関税法第36条→(保税地域についての規定の準用)
- ・関税法第40条→(貨物の取扱い)
- 関税法第41条の2→(外国貨物の搬入停止等)
- ・関税法第41条の3→(保税蔵置場についての規定の準用)

「関税法第45条」における関税の納付義務

- ・関税法第63条→(保税運送)
- 関税法第65条→(運送の期間の経過による関税の徴収)
- 関税法施行令第29条の2→(記帳義務)

保税蔵置場の被許可者(上記法令等の他下記の法令)

- ・関税法第 42 条→ (保税蔵置場の許可)
- 関税法第43条→(許可の要件)
- ・関税法第 43 条の 2→ (外国貨物を置くことができる期間)
- ・関税法第 43 条の 3→ (外国貨物を置くことの承認)
- ・関税法第44条→(貨物の収容能力の増減等)
- 関税法第45条→(許可を受けた者の関税の納付義務)
- ・関税法第46条→ (休業又は廃業の届出)
- ・関税法第 47 条→ (許可の失効)
- ・関税法第48条→(許可の取消し等)

保税工場の被許可者

- ・関税法第 56 条→ (保税工場の許可)
- ・関税法第57条→(外国貨物を置くことができる期間)
- ・関税法第58条→(保税作業の届出)
- ・関税法第59条→(内国貨物の使用等)
- ・関税法第61条→(保税工場外における保税作業)
- ・関税法第 61 条の 4→ (保税蔵置場についての規定の準用)

「保税工場の許可」「許可の要件」「外国貨物を置くことのできる期間」

「外国貨物を置くことの承認・外国貨物を置くことの承認等の際の検査・貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務等・休業又は廃業の届出・許可の失効・許可の取消し等・許可の承継」

※なお、特定保税承認(AEO)を受ける際は更なる法令知識が要求されます。